

城西小学校 P T A 規約

【城西小学校 P T A 活動テーマ】

ENJOY！子どもも大人も楽しもう
～できる人が・できる時に・できることを～

第 1 章 名称と事務局

第 1 条 本会は岐阜市立城西小学校 P T A といい、事務局を城西小学校に置く。

第 2 章 目的と事業

第 2 条 この会は、保護者と学校職員が協力して、児童の幸福健全な成長を図る事を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭・地域の連携強化
- (2) 地域社会での児童の生活指導
- (3) 教育環境の改善
- (4) 会員相互の親和の促進
- (5) 会員の研修並びに文化活動
- (6) 教育を守り、これを尊重・拡充する研究と活動
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 方針

第 3 条 この会は、前条を目的とした民主的な団体として、会員は相互に純粋な精神で協力し合う事に努めると共に、次の方針によって活動する。

- (1) 特定の政党や宗教・思想・階級・職業・性別等に偏らず、また、営利だけを目的とした行為や事業を行わない。
- (2) 本会または役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (3) 教育問題についての意見の具申はできるが、学校の人事その他の管理に干渉しない。
- (4) 本会は自主独立のものであって、児童の健全な育成のために、他の団体や機関と連携・協力するが、支配や干渉は受けない。

第 4 章 会員と会費

第 4 条 この会の会員は、児童の保護者と学校職員で構成され、入会は任意とする。また、会員となった者は、会費を納入する事を原則とする。

- (1) P T A への入会・非入会は、毎年度初旬に会員届を提出することにより選択できる。
- (2) 同年度内における入会・非入会の変更は、再度会員届を提出することにより可能とする。
- (3) 会費は、月額一律一世帯 5 0 0 円とする。
- (4) 会費の納期は、月額を毎月の納入とし、納入期間は 6 月～1 月の 8 ヶ月間とする。

第 5 章 経理

第 5 条 この会の会計は、次の通りに処理する。

- (1) 会の活動に要する費用は、会費、寄付金、その他の収入で運営する。
- (2) 経理は総会で承認を得た予算案に基づいて執行され、決算は会計監査を経て、総会に報告、承認されなければならない。
- (3) 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日で終わる。

第 6 章 役員と会計監査の任務

第 6 条 この会の役員は、次の通りである。役員的人数は特に定めず、また、複数名で 1 つの役職を務めることも可とする（役員選出細則第 2 条（2）に基づく）。

会長：会を代表し、会務を総括する。総会、執行委員会、その他、必要な会を招集する。

副会長：会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。

書記：必要帳簿の管理、必要文書の作成・配布・配信を掌る。なお、学校側は原則教務主任がこれにあたる。

会計：物品の購入・経費の支払い等、会の経理を掌理する。なお、学校側は原則教頭がこれにあたる。
(会計監査：役員以外の保護者会員から2名選出し、これにあたるものとする。)

第7章 総会

第7条 総会は、全会員で構成される本会の最高決議機関である。

総会は、次に掲げる定期総会の他、執行委員会が必要と認めた時、臨時にこれを開くことができる。

【定期総会】

(主な議題)

- 新役員の紹介
- 前年度の決算報告及び監査報告と審議・承認
- 本年度の事業計画案の審議・承認
- 本年度の予算案の審議・承認

(総会運営)

- 総会は、委任状を含む会員の過半数の参加をもって成立する。
- 総会の議事運営は、定期総会において会員の中から選出された2名の議長団によって運営される。
- 議長の任期は1年間とする。
- 総会の議事の議決は、出席者の過半数をもって決まる。
- 総会に出席できない会員は、委任状を提出する。

第8章 役員選出

第8条 この会の役員の選出は、別に定める細則によって行う。任期の途中において、欠員の出来た場合は、残任期間を
残りの現役員で代行する。役員の任期は1年を基本とし、再任を妨げない。

第9章 執行委員会と任務

第9条 この会に常設する執行委員会は次の通りである。特別に必要な場合は、執行委員会で協議する。

- (1) 執行委員会は、会長を中心として、会の執行にあたる。
- (2) 執行委員会は、会長・副会長・書記・会計及び学校長をもって構成する。
- (3) 執行委員会は、必要に応じて会議を開き、各種審議にあたる。議事は出席者の過半数をもって可決とする。
- (4) 緊急やむをえない場合は、総会に代わる決議ができる。その場合は、次回の総会に報告し、承認を得なければならない。

第10章 規約・細則の改廃

第10条 この規約の改廃及び細則の改廃及び設置は執行委員会で検討され、総会出席者の過半数の賛成をもって可
決とする。

[規約の改正] 平成8年3月5日

平成13年5月16日

平成21年1月28日

平成26年5月10日

平成28年4月1日

令和4年5月19日

令和7年5月22日 一部改正

城西小学校PTA役員選出細則

第1条 役員の選出は、会員自らの立候補によって行われることを原則とする。

第2条 役員の選出は、原則として、次の方法によって行う。

- (1) 立候補可能な会員は、6年生会員を除く、1年生～5年生までのPTA会員とする。ただし、6年生会員のうち、1～5年生にきょうだいがいる場合は立候補可能とする。
- (2) 同一役職に複数名の立候補者があった場合は、立候補者内で話し合いを行い決定する。話し合いで決定しない場合は、会員による投票に基づき決定する。なお、複数名で1つの役職を務めることを可とする。
- (3) 学校側の書記及び会計の選出は学校に一任するが、書記は教務主任、会計は教頭が務めることを原則とする。

第3条 現役員は、前条の手続きで立候補を受け付けた役員候補を年度末までに公表し、会員の書面による承認を得る。

この場合、会員数の過半数をもって決す。信任されなかった場合には、あらためて個別に信任投票を行い、承認を得られなかった役員候補者については、再度立候補者を募り、定期総会で承認を得る事とする。

[細則の改正] 平成8年3月8日

平成13年5月16日

平成14年3月18日

平成15年2月20日

令和7年5月22日 一部改正

城西小学校PTA慶弔規定

この規定は、城西小学校PTA会員(保護者・学校職員)並びに児童を対象とし、必要経費は、PTA一般会計の慶弔費をあてるものとする。

第1条 慶事

学校職員が結婚した時は、祝電を打ち、祝意として5,000円を会長が代表して贈る。

第2条 弔事

- (1) PTA役員・委員、学校職員が死亡した時は、弔意金10,000円、生花一对を贈り、役員及び学校職員代表者が葬儀に参列する。ただし、学校職員の場合は、児童の代表も参列する。
- (2) PTA会員が死亡した時は、弔意金10,000円、生花一对を贈り、役員・学校職員代表者が葬儀に参列する。
- (3) 児童が死亡した時は、弔意金10,000円、生花一对を贈り、役員・学校職員代表者・担任・児童代表者が葬儀に参列する。
- (4) その他必要がある場合は、その都度役員会において協議の上決定する。
- (5) 弔事については別表で示す。

第3条 負傷

会員が会務のために負傷した時や、学校職員が公傷を受けた時は、その都度、役員会で協議し対応する。

第4条 特別措置

風水害・地震・火災等の非常災害を被った時は、役員会で協議し対応する。

第5条 返礼の禁止

前各条項の総ての場合、理由の如何を問わず返礼は一切受けない。

[第2条の弔事の別表]

区 分	通 夜	葬 儀	弔 意 金	生 花
PTA役員等 学 校 職 員	会長及び役員 学校職員代表者	会長及び役員 学校職員代表者 (児童の代表者)	淋 見 舞 10,000円	一 対
PTA会員	会長及び役員 学校職員代表者	会長及び役員 学校職員代表者	淋 見 舞 10,000円	一 対
児 童	会長及び役員 学校職員代表者 担 任	会長及び役員 学校職員代表者 担 任 児童の代表者	淋 見 舞 10,000円	一 対

[付則]

1. 本規定以外で対応を必要とする場合は、役員会で協議し善処する。
2. 本規定の改正は役員会で協議し、執行委員会の同意を得て決める。
3. 関係諸団体や、関係機関に関わる場合は、その都度役員会で協議して対処する。

[規定の設定] 昭和54年3月15日

[規約の改正] 昭和60年3月15日

昭和63年3月11日

平成2年5月21日

平成3年3月16日

平成5年3月11日

平成9年5月20日

平成14年5月9日

平成22年4月1日

平成22年4月27日

平成23年3月2日

令和7年5月22日 一部改正